

常総市いきいき住マイル支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年夫婦世帯及び子育て世帯の住宅取得及び改修並びに三世代同居及び近居を支援することで転出抑制及び定住促進を図ることを主な目的とし、予算の範囲内において補助金を交付することについて、常総市補助金等交付規則（平成17年常総市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若年夫婦世帯 本市の住民基本台帳に記載されている世帯で、申請日において本人又はその配偶者の一方又は双方が46歳未満である世帯（次号に掲げる世帯を除く。）をいう。
- (2) 子育て世帯 本市の住民基本台帳に登録されている世帯で、第9条の規定による申請日において、中学生以下の子と同居し、及び養育している世帯（本人又はその配偶者が妊娠している世帯を含む。）（次号に掲げる世帯を除く。）をいう。
- (3) 三世代同居・近居世帯 子育て世帯であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - ア 当該子育て世帯の親世帯（本人又はその配偶者の親を構成員とする世帯をいう。以下同じ。）が本市の住民基本台帳に登録され、かつ、市内で居住していること。
 - イ 事業の趣旨を理解し、子育て世帯及び親世帯がお互いに協力して介護や見守り等、必要な援助を行うことができること。
- (4) 定住 当該住宅の所在地を住所地として本市の住民基本台帳に記載され、かつ当該住所地を生活の本拠とし、生活実態があることをいう。
- (5) 取得 自己の居住の用に供するため住宅を新築し、又は新築住宅若しくは中古住宅を売買により購入することをいう。
- (6) 新築 新たに建設された住宅で、建設工事の完了から1年以内、かつ、人が住んだことのないものをいう。なお、現在建っている建物を取り壊して新たに建替えられた住宅を含むものとし、増築及び本市の固定資産税（家屋）評価においてリフォーム扱いされるものを除いたものをいう。
- (7) 改修 既存の建物への増築、既存の建物の一部の改修、その機能を維持及び向上させるための修繕、模様替え、器具の取り換えなど、補修、改良又は設備改善となる増改築及びリフォーム工事をいう。

(事業期間)

第3条 当該事業期間は、平成29年4月1日から令和3年3月31日とし、この要綱は令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の効力を失う日以前に補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

(補助金の種類)

第4条 当該事業における補助金は、住宅取得に対する補助金(以下「住宅取得支援補助金」という。)、住宅改修に対する補助金(以下「住宅改修支援補助金」という。)及び対象住宅に係る固定資産税に相当する額を交付する補助金(以下「固定資産税補助金」という。)をいう。

2 固定資産税補助金は、対象住宅の建築が完了した日の属する年の翌年の4月1日の属する年度から3年度分をそれぞれの年度において交付するものとし、税負担軽減措置等の変更があった場合は、毎年度見直すものとする。

(取得及び改修補助の対象住宅)

第5条 補助の対象となる住宅は、次のとおりとする。

- (1) 専用住宅又は併用住宅(居住部分の割合が2分の1以上であるもの。)であって、取得又は改修をしたもの。
- (2) 本人又はその配偶者が所有するもの。
- (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たすもの。
- (4) 取得については、事業期間内に建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもので、かつ事業期間前に当該住宅に居住経緯が無いもの。
- (5) 改修については、工事の着工前に見積書及び現況写真等を提出し、工事完了後に補助対象工事の請求書、領収書の写し及び工事完了後の写真等が提出されたもの。

(補助対象経費)

第6条 当該要綱に基づく補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる経費から消費税及び地方消費税を控除した額とする。

- (1) 住宅の取得に要する費用又は工事費用で、建物の敷地に供される土地の取得に要する費用を除いたもの。
- (2) 住宅の改修に要する総額150万円以上の工事費用で、居住の用に供さない部分を除いたもの。

(補助金の額)

第7条 住宅取得支援補助金は、補助対象経費の2分の1の額又は次の表に掲げる区分に従い定める金額のいずれか低い額とする。

世帯の種別	建築業者種別	補助金の額
若年夫婦世帯	市内	30万円
	市外	15万円
子育て世帯	市内	70万円
	市外	35万円
三世帯同居・近居世帯	市内	100万円
	市外	50万円

2 住宅改修支援補助金は、補助対象経費の10分の1の額又は次の表に掲げる区分に従い定める金額のいずれか低い額とする。

世帯の種別	建築業者種別	補助金の額
若年夫婦世帯	市内	20万円
	市外	10万円
子育て世帯	市内	40万円
	市外	20万円
三世帯同居・近居世帯	市内	50万円
	市外	25万円

3 固定資産税補助金は、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の6第1項若しくは第2項の規定による新築住宅に対する固定資産税の減額又は同法附則第15条の7第1項若しくは第2項の規定による新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を受ける部分に係る税額として算定された固定資産税額からこれらの項の規定により減額される額を除いた額とする。

(補助対象者)

第8条 当該要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 事業期間に新たに住宅を取得し、又は改修した者であること。
- (2) 新たに住宅を取得した者については、取得した日において若年夫婦世帯又は子育て世帯に属していること。
- (3) 申請者(次条の規定による申請をする者をいう。以下同じ。)の属する世帯(三世帯同居・近居世帯に係る補助金の交付を受けようとする場合は、親世帯を含む。)の世帯員全てに市町村税及び国民健康保険税等の滞納が無いこと。
- (4) 申請者の属する世帯(三世帯同居・近居世帯に係る補助金の交付を受けようとする場合は、親世帯を含む。)の世帯員全てが生活保護受給者でないこと。
- (5) 申請者の属する世帯(三世帯同居・近居世帯に係る補助金の交付を受けようとする場合は、親世帯を含む。)の世帯員全てが暴力団員等でないこと。
- (6) 交付決定のあった日から、3年以上本市に定住する見込みがあること。
- (7) 過去に当該要綱及び常総市地域の輪(絆)再生補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 固定資産税補助金の交付を受ける者については、住宅取得支援補助金の交付決定を受けた者で、かつ、住宅取得支援補助金申請時の世帯要件を満たし、対象住宅に引き続き居住している者とする。ただし、固定資産税補助金申請時に若年夫婦世帯、子育て世帯に関する年齢要件が超過している場合についてはこの限りではない。

(交付申請)

第9条 住宅取得支援補助金又は住宅改修支援補助金の交付を受けようとする者は、常総市いきいき住マイル住宅取得・改修支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。なお、住宅取得支援補助金及び住宅改修支援補助金の併用申請は不可とする。また、補助金交付申請書の提出期日は、毎年12月28日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 母子健康手帳の写し(申請時に妊娠中の者が属する場合)
- (2) 親、子及び孫の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は出生証明書の写し(いずれも3ヶ月以内のもの)
- (3) 市町村税及び国民健康保険税の納税証明書(3ヶ月以内のもの)
- (4) 取得補助対象住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書(3ヶ月以内のもの)
- (5) 改修補助対象住宅に係る見積書、工事着工前及び完了後の写真、請求書の写し並びに領収書の写し
- (6) 建築確認済証及び建築完了検査済証の写し
- (7) 建設工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (8) 補助対象住宅が併用住宅の場合は、居住用面積が明らかになる図面及び面積計算書
- (9) 同意書(様式第3号)
- (10) 誓約書(様式第4号)
- (11) その他市長が必要とするもの

2 固定資産税補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度に係る対象住宅の固定資産税納税通知書が送達された日から起算して90日以内に、常総市いきいき住マイル支援固定資産税補助金交付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 当該固定資産税納税通知書の写し
- (2) 固定資産税の納付が明らかになる書類(領収書の写し等)
- (3) その他市長が必要とするもの

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査した上で、補助金の交付の可否を決定し、常総市いきいき住マイル支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、申請者世帯及び親世帯の世帯員全ての住民記録、市税等の納付状況、対象住宅等に係る必要な調査を当該職員に行わせるものとする。

2 市長は、改修補助の対象となる住宅の工事が完了した時は、竣工検査を行ない、工事竣工検査調書(様式第8号)を作成するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の目的を達成するために必要

な範囲内で条件を付すことができる。

(交付請求)

第11条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の交付決定のあった日の属する年度の3月31日までに、常総市いきいき住マイル支援補助金交付請求書（様式第6号）により、市長に補助金を請求するものとする。

(交付)

第12条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付方法は、交付決定者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(報告及び調査)

第13条 市長は、当該補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、補助金に係る資料及び書類その他の必要な調査をすることができる。

(若年夫婦世帯及び三世帯同居世帯等の解消の申し出)

第14条 交付決定者は、交付決定を受けた日から起算して3年を経過する日前に、若年夫婦世帯及び三世帯同居世帯等が解消された場合は、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合には、当該世帯解消の理由、補助金の趣旨等を勘案した上で、交付決定の適格性について再度審査しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 前条第2項に規定する審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認められるとき。

(3) 交付決定のあった日から起算して3年以内に、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 転出し、又は転居したとき（災害、疾病その他やむを得ない事情がある場合を除く。 ）。

イ 補助対象住宅の所有権が第三者に移転したとき（相続の場合を除く。 ）。

ウ 市税及び国民健康保険税等に滞納が生じたとき。

(4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により交付決定の取消しを受けた者は、既に交付を受けている場合、受領した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づく交付決定の取消し及び前項の規定に基づく返還請求を行う場合は、常総市いきいき住マイル支援補助金交付決定取消・返還金決定通知書（様式第7号）により、当該交付決定の取消しを受けた者に通知する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。